

使用前検査申請内容の変更について

発室発第146号
令和5年11月29日

経済産業大臣
西村 康稔 殿

原子力規制委員会 殿

住所 東京都台東区上野五丁目2番1号
氏名 日本原子力発電株式会社
取締役社長 村 松 衛

令和2年4月17日付け発室発第19号をもって申請（令和4年3月24日付け発室発第178号にて記載事項変更）しました東海第二発電所使用前検査申請書の記載事項を変更しましたので、原子力発電工作物の保安に関する命令第19条第3項の規定により別紙のとおり変更の内容を説明する書類を提出します。

1. 変更内容

1. 1 使用前検査申請書

東海第二発電所

使用前検査申請番号

発室発第19号（令和2年4月17日）

以下，使用前検査申請書の変更の内容を説明する書類番号

発室発第178号（令和4年3月24日）

(変更前)

原子炉等規制法第43条の3の11 第1項の検査のための申請をした場 合はその年月日	令和2年4月17日
	令和4年3月24日

(変更後)

原子炉等規制法第43条の3の11 第1項の検査のための申請をした場 合はその年月日	令和2年4月17日
	令和4年3月24日
	令和5年11月29日

2. 変更理由

管理区域内検査場所の追加に伴い，工事の工程における放射線管理に関する説明書の記載を変更する。併せて，「原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合はその年月日」の申請日を追加するとともに記載の適正化を行う。

工事の工程における放射線管理に関する説明書（変更前）

(1) 検査に伴う放射線管理

a. 検査中の放射線管理

被ばく低減及び汚染拡大防止のため、検査エリアの環境サーベイを実施するとともに、検査に係る者に対し、防護具の適切な着用について指導及び助言を行う。

b. 個人被ばく管理

線量は、電子式個人線量計を用いて測定する。

(2) 検査場所の区分

東海第二発電所 原子炉建屋原子炉棟（原子炉格納容器含む）

東海第二発電所 原子炉建屋付属棟

東海第二発電所 廃棄物処理建屋

a. 汚染区分

B 区域^(注1)

D 区域^(注2)

(注1)：核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成29年12月22日 原子力規制委員会告示第14号）に定める表面密度限度及び放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度を超えるおそれのない区域

(注2)：核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成29年12月22日 原子力規制委員会告示第14号）に定める表面密度限度及び放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度を超えるおそれのある区域

b. 線量区分

1 区域^(注1)

2 区域^(注2)

3 区域^(注3)

(注1)：0.1 mSv/hを超えるおそれのない区域

(注2)：1.0 mSv/hを超えるおそれのない区域

(注3)：1.0 mSv/hを超えるおそれのある区域

(3) 管理区域検査場所図

別紙参照

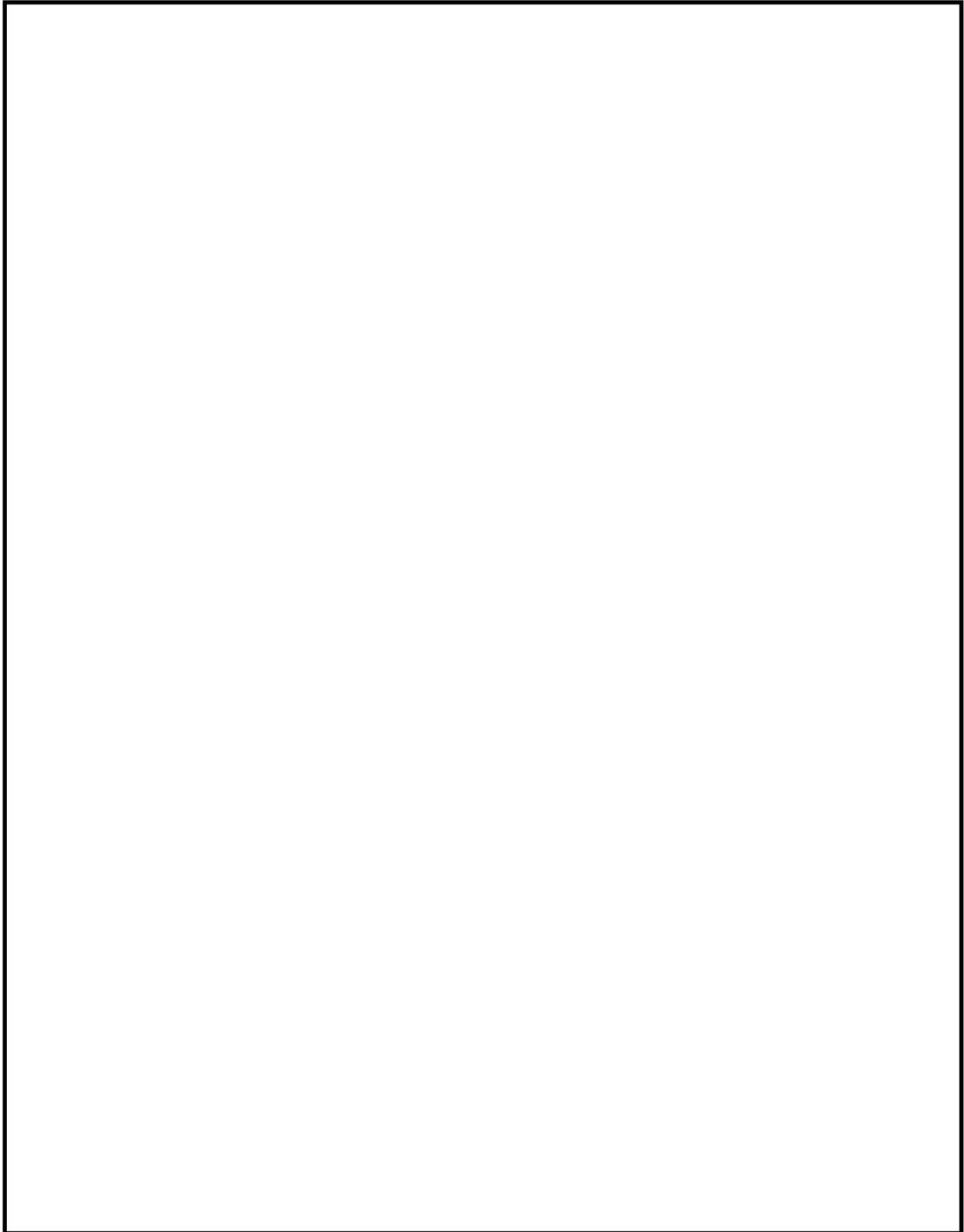
管理区域検査場所図



 : 検査場所

 の内容は防護上の観点から公開できません。

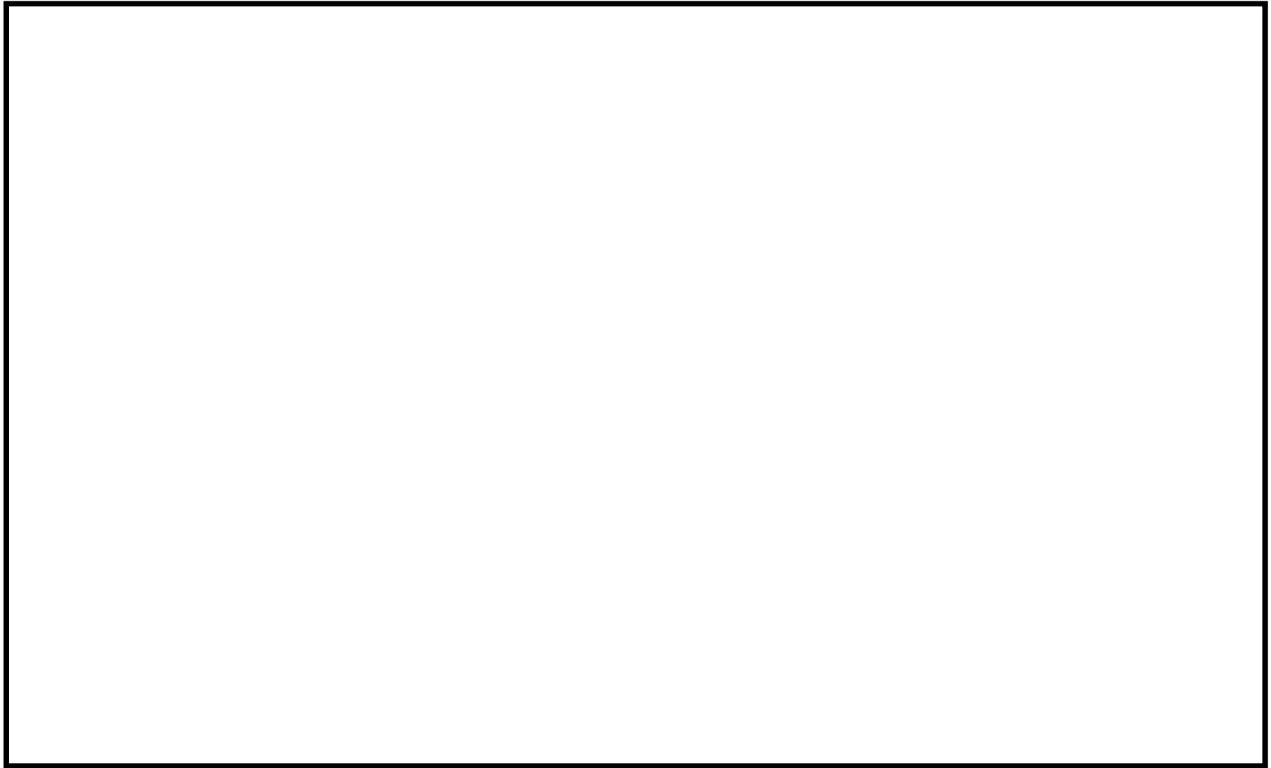
管理区域検査場所図



 : 検査場所

 の内容は防護上の観点から公開できません。

管理区域検査場所図



 : 検査場所

工事の工程における放射線管理に関する説明書（変更後）

(1) 検査に伴う放射線管理

a. 検査中の放射線管理

被ばく低減及び汚染拡大防止のため、検査エリアの環境サーベイを実施するとともに、検査に係る者に対し、防護具の適切な着用について指導及び助言を行う。

b. 個人被ばく管理

線量は、電子式個人線量計を用いて測定する。

(2) 検査場所の区分

東海第二発電所 原子炉建屋原子炉棟（原子炉格納容器含む）

東海第二発電所 原子炉建屋付属棟

東海第二発電所 廃棄物処理建屋

東海第二発電所 タービン建屋

a. 汚染区分

A区域^(注1)

B区域^(注2)

D区域^(注3)

(注1)：汚染のおそれのない区域

(注2)：核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日 原子力規制委員会告示第8号）に定める表面密度限度及び放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度を超えるおそれのない区域

(注3)：核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日 原子力規制委員会告示第8号）に定める表面密度限度及び放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度を超えるおそれのある区域

b. 線量区分

1区域^(注4)

2区域^(注5)

3区域^(注6)

(注4)：0.1 mSv/hを超えるおそれのない区域

(注5)：1.0 mSv/hを超えるおそれのない区域

(注6)：1.0 mSv/hを超えるおそれのある区域

(3) 管理区域検査場所図

別紙参照

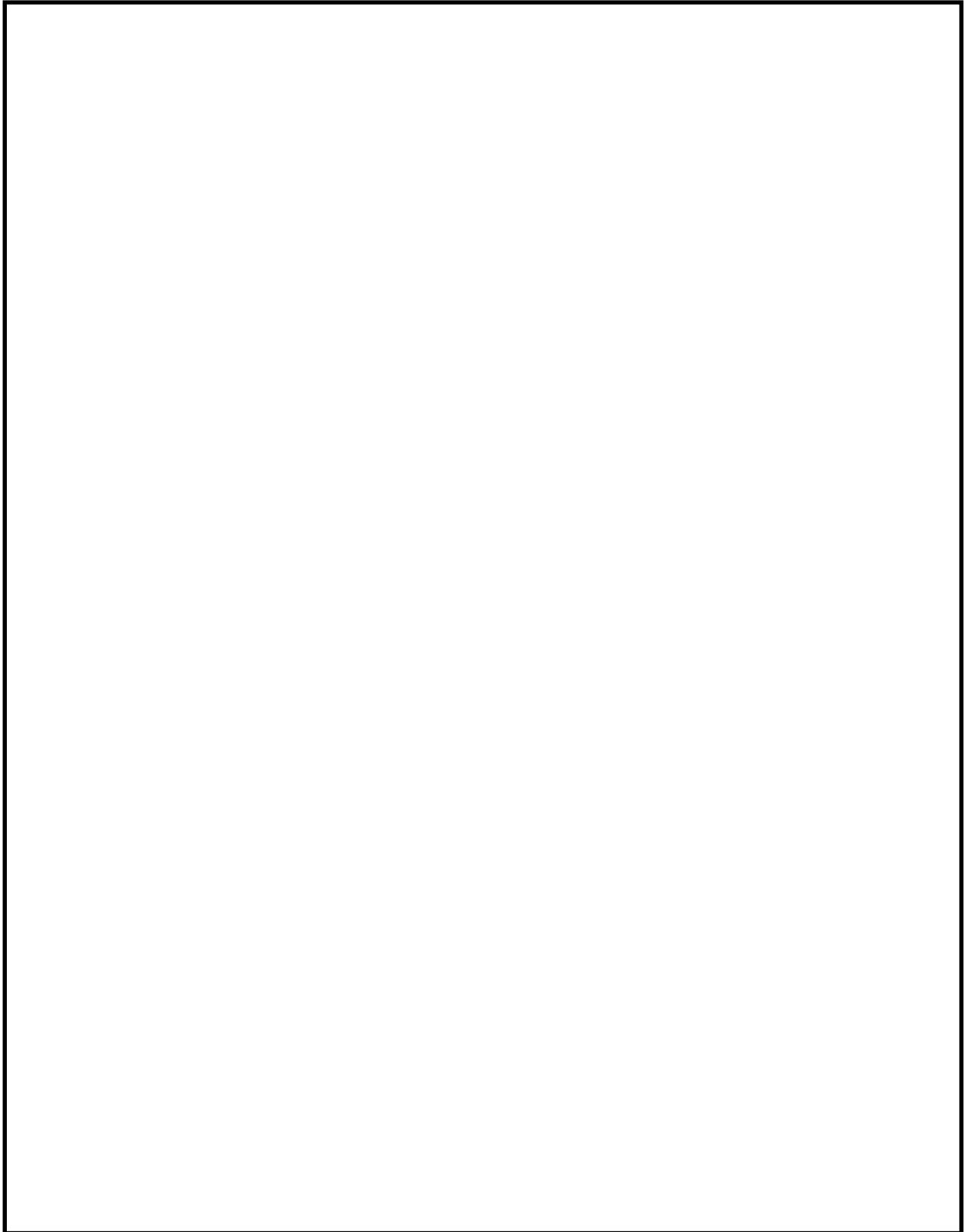
管理区域検査場所図



 : 検査場所

 の内容は防護上の観点から公開できません。

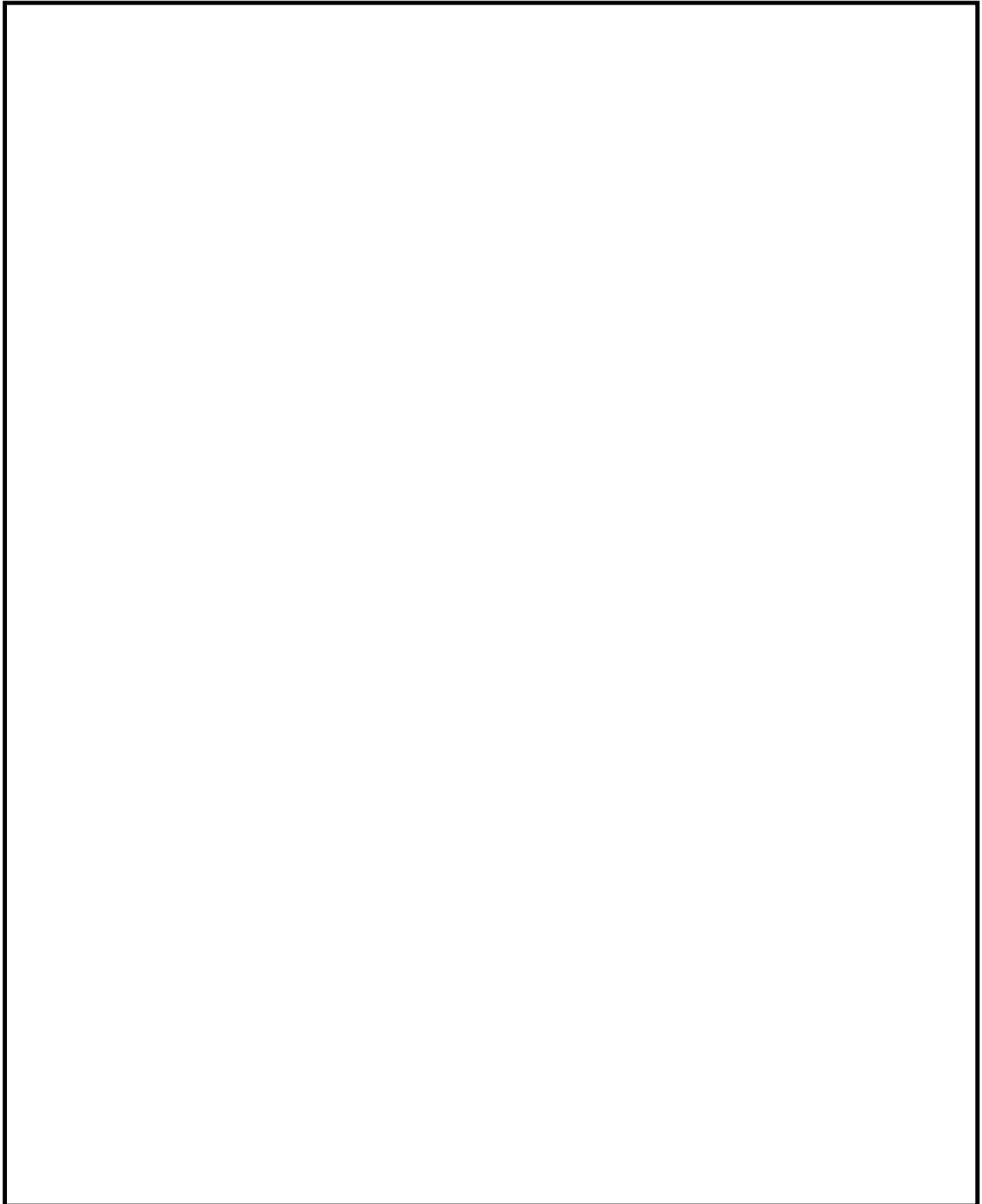
管理区域検査場所図



 : 検査場所

 の内容は防護上の観点から公開できません。

管理区域検査場所図



 : 検査場所

 の内容は防護上の観点から公開できません。